

滑川都市計画区域マスタープラン(滑川都市計画整備、開発及び保全の方針)

現行（平成 25 年 3 月）	見直し案※赤字が能登半島地震前の変更箇所 青地が今回（能登半島地震を踏まえた）変更箇所
第 2 章滑川都市計画区域	第 2 章滑川都市計画区域
1 都市計画の目標	1 都市計画の目標
1）都市づくりの基本理念	1）都市づくりの基本理念
①現況と課題	①現況と課題
本区域は富山県の北東部に位置し、滑川市の大部分を占める平野部からなり、劔岳に源流を持つ早月川により形成された扇状地に広がる区域である。 人口は全体として緩やかに増加しているものの、今後は減少に転じると予想されている。 土地利用については、モータリゼーションの進展や郊外部での大型店の出店により、中心部の衰退がみられる一方で、用途地域が定められていない、いわゆる白地地域においては宅地開発が進み、適正な土地利用と快適な居住環境の整備が課題となっている。また、既成市街地には老朽化した住宅の密集地がみられるほか、空き家・空き地が増加していることから、その改善が課題となっている。 交通基盤については、一般国道 8 号の整備などにより、都市間の連携は強化されたが、市街地において狭隘な路線が残っており、今後は、都市の骨格となる幹線・補助幹線道路の整備など都市内における質の高い道路網の構築が課題となっている。 産業については、古くから家庭配置薬の生産地として栄え、薬業の伝統は、現在、最新の設備を導入した医薬品製造業へと受け継がれている。しかし、近年製造品出荷額等も伸び悩みをみせていることから、薬業の振興を図るとともに、新分野においても企業誘致を図るなどの産業振興策が課題となっている。	本区域は富山県の北東部に位置し、滑川市の大部分を占める平野部からなり、劔岳に源流を持つ早月川により形成された扇状地に広がる区域である。 <u>人口は平成 17 年以降、減少傾向にあり、今後さらなる人口減少及び少子高齢化の進行が懸念される。</u> <u>土地利用については、既成市街地においては空洞化が進行し、まちの活力の低下、魅力の喪失が顕著になっており、市民が心豊かに住み続けたいと思えるように、まちの活力と魅力の向上が課題となっている。</u> 交通基盤については、一般国道 8 号の整備などにより、都市間の連携は強化されたが、市街地において狭隘な路線が残っており、今後は、都市の骨格となる幹線・補助幹線道路の整備など都市内<u>の交通の円滑化に資する</u>道路網の構築が課題となっている。 <u>また、災害に備え緊急輸送道路等の耐震化を進めることに加え、災害時の避難が円滑に行われるよう防災訓練等を定期的に実施するなどソフト対策との連携が必要である。</u> 産業については、古くから家庭配置薬の生産地として栄え、薬業の伝統は、現在、最新の設備を導入した医薬品製造業へと受け継がれている。<u>近年の製造品出荷額等は増加傾向にあり、薬業のさらなる振興を図るとともに、新分野においても企業誘致を図るなどの産業振興策が課題となっている。</u>
②都市計画の基本理念	②都市計画の基本理念
地域資源を活かした魅力あるまちづくりを実現するため、本区域の将来都市像及び都市づくりの基本理念を次のように掲げる。 ～ひと・まち・産業が元気なまち 滑川～ ○ 環境に配慮し、うるおいを育てる都市づくり ○ 暮らしやすい都市づくり ○ 活力ある産業を支える都市づくり	地域資源を活かした魅力あるまちづくりを実現するため、本区域の将来都市像及び都市づくりの基本理念を次のように掲げる。 ～ひと・まち・産業が元気なまち 滑川～ ○ 環境に配慮し、うるおいを育てる都市づくり ○ <u>安全安心で</u>暮らしやすい<u>集約型の</u>都市づくり ○ 活力ある産業を支える都市づくり
○環境に配慮し、うるおいを育てる都市づくり	○環境に配慮し、うるおいを育てる都市づくり
環境に配慮しながら、拠点となる大型の公園や、地域の個性を活かしたレクリエーション施設などの整備充実に努め、貴重な自然環境を活かしたうるおいある都市を目指す。	環境に配慮しながら、拠点となる大型の公園や、地域の個性を活かしたレクリエーション施設などの整備充実に努め、貴重な自然環境を活かしたうるおいある都市を目指す。
○暮らしやすい都市づくり	○ <u>安全安心で</u> 暮らしやすい <u>集約型の</u> 都市づくり
適正な規制・誘導によって、計画的で秩序あるまちづくりを進めるとともに、個性的で魅力	適正な<u>土地利用</u>の規制・誘導や<u>既存ストックの有効活用</u>によって、計画的で秩序ある<u>集約型</u>

ある居住空間の形成、居住形態の多様化への対応を図ることにより、暮らしやすい居住環境を整備実現する。	<u>の</u> まちづくりを進めるとともに、個性的で魅力ある居住空間の形成、居住形態の多様化への対応を図ることにより、暮らしやすい居住環境を整備実現する。
○活力ある産業を支える都市づくり 市内の工業地の集積を図るとともに、道路の整備などを促進し、活力ある産業を支える都市基盤づくりを進める。	○活力ある産業を支える都市づくり <u>農林水産業、工業、商業、薬業などの多様な産業の調和と発展に向けて、適正な土地利用や道路の整備を促進するなど、</u> 活力ある産業を支える都市基盤づくりを進める。
2) 地域毎の市街地像	2) 地域毎の市街地像
本区域は、滑川地区、東部地区（浜加積、早月加積、北加積）、西部地区（中加積、西加積）、南部地区（東加積、山加積）の4つに区分できる。各地区の将来像は以下のとおりである。	本区域は、滑川地区、東部地区（浜加積、早月加積、北加積）、西部地区（中加積、西加積）、南部地区（東加積、山加積）の4つに区分できる。各地区の将来像は以下のとおりである。
①滑川地区	①滑川地区
本地区の東部は、都市の中心となる地域で、公共公益施設等が集積している。今後とも、中心地として、オフィス・業務拠点を充実させるとともに、ふれあい空間やコミュニティ空間の整備を推進し、賑わいの再生と魅力の向上に努める。 また、地区西部については、旧北陸道沿いに形成された歴史的な街並みが残されている地域であり、街並みの修景整備や趣きを感じられる松並木などの保存と活用を図り、歴史的雰囲気が漂う情趣ある地区の魅力の創造に努める。	本地区は、都市の中心となる地域で、公共公益施設等が集積している。今後とも、 <u>都市の活力を高めるため、駅を中心とした土地の有効活用やネットワーク形成を図るほか、</u> 中心地として、オフィス・業務拠点を充実させるとともに、ふれあい空間やコミュニティ空間の整備を推進し、賑わいの再生と魅力の向上に努める。 また、 <u>まちなかの利便性や地区の特性を活かした魅力的な市街地の形成、地震や津波、浸水等に備えた安全で安心して暮らせる災害に強いまちを形成する。</u>
②東部地区	②東部地区
本地区は一部に用途地域を含んでいるものの、大半は農業集落となっている。このうち、市街地に近い地区西部については、用途地域内における住宅の立地促進を図るとともに、用途地域に隣接する区域においては、農林漁業に配慮しながら、建物の立地の規制と適切な誘導を図る。 また、地区内にある滑川海浜公園や水辺空間の環境整備を推進するとともに、これらの自然と調和したうるおいとやすらぎのある居住環境の創出に努める。	本地区は一部に用途地域を含んでいるものの、大半は農業集落となっている。 <u>早月川をはじめとした豊かな水資源が育む田園環境の保全に配慮し、快適な集落環境の維持や新たな住宅の立地促進、交流活動機能の強化、産業拠点の形成を図る。</u> また、地区内にある滑川海浜公園 <u>の整備を推進し、自然環境や景観の魅力を堪能できるエリアとして、既存の観光施設などとの相乗効果により地域活性化を図る。</u>
③西部地区	③西部地区
本地区は、農地から宅地へと転換が進み、住宅立地が盛んであることから、健全で快適な居住環境の形成を目指し、道路や下水道などの都市基盤の整備を推進する。 また、地区内には、農地も比較的残されていることから、住宅地と農業的な土地利用とのバランスのとれた開発整備に努める。	本地区は、農地から宅地へと転換が進み、住宅立地が盛んであることから、 <u>公共交通の利便性を活かした</u> 健全で快適な居住環境の形成を目指し、道路や下水道などの都市基盤の整備を推進する。 また、地区内には、農地も比較的残されていることから、 <u>周辺の田園や集落環境に配慮した土地利用の規制・誘導</u> や開発整備に努める。
④南部地区	④南部地区
本地区は、丘陵や農地、農村集落によって構成されている地区であり、希少な自然資源と優れた里山環境を有する菟輪地区や東福寺野地区の豊かな自然環境の保全・創出に努める。 また、里地、里山の多様な自然環境を活かしたレジャー・レクリエーションゾーンの形成を目指す。	本地区は、丘陵や農地、農村集落によって構成されており、希少な自然資源と優れた里山環境を有する菟輪地区や東福寺野地区の豊かな自然環境の保全・創出、 <u>周辺環境に配慮した土地利用の規制・誘導</u> に努める。 また、里地、里山の多様な自然環境を活かしたレジャー・レクリエーションゾーンの形成、 <u>市内外からのアクセス性向上</u> を目指す。
3) 目標年次	3) 目標年次

本章の基本理念・将来像は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を平成 43 年とする。 都市施設の整備などに関しては、おおむね 10 年後の将来を予測するものとし、目標年次を平成 33 年とする。	本章の基本理念・将来像は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を<u>令和 23（2041）年</u>とする。 都市施設の整備などに関しては、おおむね 10 年後の将来を予測するものとし、目標年次を<u>令和 13（2031）年</u>とする。
2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
1）区域区分の決定の有無	1）区域区分の決定の有無
本都市計画に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。 本区域の人口は平成 17 年現在 33,875 人であり、近年増加傾向にあるが、少子高齢化の影響から、今後は減少傾向になるものと予想されている。ただし、これまで用途地域内においては人口が減少している一方で、用途地域が定められていない、いわゆる白地地域においては人口が増加しているため、用途地域内への人口誘導が課題となっている。 このため、用途地域内においては、土地区画整理事業等による良好な市街地の形成と定住の促進に取り組まれてきたところであり、今後とも都市基盤の不十分な地域において整備を行うなど、引き続きその推進が図られるものと見込まれている。 また、白地地域においては、地域にふさわしい建築形態規制の適用などにより、その保全に取り組まれているところである。 このように、本区域においては、今後人口の減少が予想され、用途地域への計画的な人口誘導への対処により、区域内の土地利用の整序を図ることが可能であることから、これまでどおり区域区分を定めないものとする。	本都市計画に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。 本区域の人口は、<u>平成 27（2015）年現在 32,660 人であり、用途地域内においても、また用途地域が定められていない、いわゆる白地地域においても減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと予想されている。</u> <u>これまで、用途地域内においては、土地区画整理事業等による良好な市街地の形成と定住の促進に取り組まれてきたところであり、白地地域においても、地域にふさわしい建築形態規制の適用などにより、その保全に取り組まれているところである。</u> このように、本区域においては、<u>人口の減少が予想され、今後とも</u>区域内の土地利用の整序を図ることが可能であることから、これまでどおり区域区分を定めないものとする。
3 主要な都市計画の決定の方針	3 主要な都市計画の決定の方針
1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
①主要用途の配置の方針	①主要用途の配置の方針
中心市街地における、商業・業務施設の立地を促進するとともに、面的整備等を推進し、道路、公園などの都市基盤の整った良好な居住環境の創出を図る。このため、適正な用途地域を配置するなど、計画的な土地利用の整序を図る。	<u>あいの風とやま鉄道線滑川駅と富山地方鉄道本線中滑川駅周辺を核として形成されてきたまとまりのある市街地に都市機能を集約するとともに、富山地方鉄道本線の駅周辺や小学校・幼稚園・保育園等の周辺で都市基盤整備が進められる特定の地域において、公共交通の利便性を確保した新たな住環境を創出した集約型のまちづくりを推進する。</u>
a 商業地	a 商業地
公共交通の利便性の高い、滑川駅と中滑川駅周辺の商業地において、店舗や業務施設などの更なる集積を図る。また、分散して立地する観光施設や教育、文化、商業などの各公共公益施設については、これらを結ぶ交通ネットワークを構築して、有機的に連携することにより、利便性の向上を図る。 市街地においては、安全で快適な歩行者空間の整備に努めるほか、その沿道における魅力ある景観の形成や、地区のシンボルとして賑わいの中心となる駅前広場の充実に努める。 なお、中滑川駅北部の既存市街地については、近くに広がる住宅地に対応して、日用品を対	公共交通の利便性の高い、滑川駅と中滑川駅周辺、<u>両駅周辺を結ぶ商業地については、商業・業務・行政・医療などの都市機能が集積する賑わいの拠点性を高め、周辺住民が生活利便性を享受できる地区の形成を図る。</u> <u>県道富山滑川魚津線沿道の商業施設の集積地については、歩行空間の維持管理などによる良好な沿道空間の確保を図るとともに、景観に配慮した建築物や屋外広告物の規制誘導により魅力ある商業地の形成を図る。</u>

象とした商業系の用途を配置するものとする。	
b 工業地	b 工業地
本区域では、工場団地の造成などにより企業誘致に取り組んできた結果、区域内には6つの工業団地が形成されているほか、街なかには中小の工場が点在している。 これらの工業地のうち、住工の混在により生活環境の悪化が予想される地区においては、既存の用途地域南東部に集積を図る。 なお、工業地周辺においては、環境への影響を考慮して緑地の確保に努める。	本区域では、工場団地の造成などにより企業誘致に取り組んできた結果、区域内には6つの工業団地が形成されているほか、まちなかには中小の工場が点在している。 <u>北陸自動車道滑川インターチェンジ周辺については、周辺の田園や集落環境への十分な配慮を促しながら、既存の工業団地の周辺部などにおいて、新たな産業施設の立地の受け皿となる用地の整備を推進する。</u>
c 住宅地	c 住宅地
本区域では、既成市街地の周辺部において比較的大きな住宅団地が形成されていることから、農林漁業と調和を図りながら、計画的な市街地整備に努めることとする。一方、中心市街地の商業地周辺や幹線道路沿道商業地の背後の住宅地においては、面的整備等により、計画的な市街地形成を進め、市街地における定住促進を図る。 北西部の木造老朽住宅が密集する地域においては、歴史的な街並みに配慮しつつ、生活道路の拡張や防災体制の充実など居住環境の改善を図る。	本区域では、既成市街地の周辺部において比較的大きな住宅団地が形成されていることから、農林漁業と調和を図りながら、計画的な市街地整備に努めることとする。一方、中心市街地の商業地周辺や幹線道路沿道商業地の背後の住宅地においては、<u>国が推進する「地方創生事業」などを活用した空き家、空き地の有効活用及び店舗創業者の支援、「まちなか居住推進事業」を活用したまちなかへの移住の支援により、市街地の賑わい創出など</u>を図る。 北西部の木造老朽住宅が密集する地域においては、歴史的な街並みに配慮しつつ、生活道路の拡張や防災体制の充実など居住環境の改善を図る。
②土地利用の方針	②土地利用の方針
a 土地の高度利用に関する方針	a 土地の高度利用に関する方針
滑川駅周辺や中滑川駅周辺については、多くの人が集い、交流する場であることから、その立地条件の良さを活かして、行政、商業、業務などの都市機能を集積し、土地の高度利用を図る。	<u>滑川駅と中滑川駅周辺</u>については、多くの人が集い、交流する場であることから、その立地条件の良さを活かして、行政、商業、業務などの都市機能を集積し、土地の高度利用を図る。
b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針	b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針
本区域の中心地域である滑川地区において、中心市街地の活力が低下しつつある。このため市の顔となる滑川駅及び中滑川駅周辺において、行政、商業、業務などの都市機能に加え、観光、文化などを複合的に組み合わせることにより求心性の高い都市拠点を整備する。 また、住宅地周辺に立地する工場のうち、環境悪化の要因となっているものについては、可能な限り住居との分離を図るなど、住工混在の解消に努める。	本区域の中心地域である滑川地区において、中心市街地の活力が低下しつつある。このため市の顔となる<u>滑川駅と中滑川駅周辺</u>において、行政、商業、業務などの都市機能に加え、観光、文化などを複合的に組み合わせることにより求心性の高い都市拠点を整備する。 また、住宅地周辺に立地する工場のうち、環境悪化の要因となっているものについては、可能な限り住居との分離を図るなど、住工混在の解消に努める
c 居住環境の改善又は維持に関する方針	c 居住環境の改善又は維持に関する方針
本区域の比較密密集した住宅地においては、防災性の確保を図るため、都市基盤の整備により、誰もが安心して快適に暮らせる居住環境の形成を図る。 また、沿岸部の住宅地においては、富山湾特有の寄り回り波から市民の生命、財産などを守るため、離岸堤や景観に配慮した階段式護岸などの整備により、海岸浸食の防止に努め、居住環境の改善を図る。	本区域の比較密密集した住宅地においては、防災性の確保を図るため、都市基盤の整備により、誰もが安心して快適に暮らせる居住環境の形成を図る。 また、沿岸部の住宅地においては、富山湾特有の寄り回り波から市民の生命、財産などを守るため、離岸堤や景観に配慮した階段式護岸などの整備により、海岸浸食の防止に努め、居住環境の改善を図る。
d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針	d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針
区域内には、行田公園や海岸部の海浜植生、早月川、上市川などの河川緑地、段丘斜面緑地な	区域内には、行田公園や海岸部の海浜植生、早月川、上市川などの河川緑地、段丘斜面緑地

ど一定規模のまとまりのある緑の空間が存在するほか、市街地内には、公園や広場などの緑の拠点が点在している。 これらの豊かな緑は、都市にうるおいを与え、都市の風格を高めるなど、良好な景観形成に寄与しているほか、公害の防止や防災機能、住民のレクリエーションの場としての機能も有することから、今後ともこれらの緑の管理・保全に努める。	など一定規模のまとまりのある緑の空間が存在するほか、市街地内には、公園や広場などの緑の拠点が点在している。 これらの豊かな緑は、都市にうるおいを与え、都市の風格を高めるなど、良好な景観形成に寄与しているほか、環境保全や防災機能、住民のレクリエーションの場としての機能も有することから、今後ともこれらの緑の管理・保全に努める。
㊦ 優良な農地との健全な調和に関する方針	㊦ 優良な農地との健全な調和に関する方針
集落を囲む優良な農地は、農業の生産の場であるだけでなく、背後の丘陵の緑や北アルプスと一体となって本区域の農村景観を構成していることから、その保全に努める。 また、無秩序な市街化を抑制し、都市的土地利用と優良農地との調和がとれた都市形成を図る。	集落を囲む優良な農地は、農業の生産の場であるだけでなく、背後の丘陵の緑や北アルプスと一体となって本区域の農村景観を構成していることから、その保全に努める。 また、無秩序な市街化を抑制し、都市的土地利用と優良農地との調和がとれた都市形成を図る。
f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針	f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針
本区域には上流域に急峻な山岳地を有する早月川をはじめとして、大小の河川が多く存在し、自然災害の発生が懸念される。また、小森地区周辺には土石流危険渓流・地すべり危険箇所があり、本江・小森及び下大浦集落近郊には急傾斜地崩壊危険箇所が数多く存在している。これら土砂災害危険箇所においては、災害から住民の生命、財産を保護するため、対策施設の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定等により開発の抑制に努める。	本区域には上流域に急峻な山岳地を有する早月川をはじめとして、大小の河川が多く存在し、自然災害の発生が懸念される。また、小森地区周辺には土石流危険渓流・地すべり危険箇所があり、本江・小森及び下大浦集落近郊には急傾斜地崩壊危険箇所が数多く存在している。これら土砂災害危険箇所においては、災害から住民の生命、財産を保護するため、対策施設の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく<u>土砂災害特別警戒区域等に指定された区域については</u>開発の抑制に努める。 <u>また、本区域は中川等の流域に位置し、市街地の一部が浸水想定区域に含まれていることから、水災害に強い都市づくりの実現に向け、流域における保水や貯留機能の確保などの取組みにより、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を推進する。</u>
g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針
本区域南部の東加積、山加積地域は、その多くが丘陵地からなる豊かな自然に恵まれた、優れた里山環境を有していることから、その保全に努めるとともに、レクリエーション拠点としても整備・充実を図る。	本区域南部の東加積、山加積地域は、その多くが丘陵地からなる豊かな自然に恵まれた、優れた里山環境を有していることから、その保全に努めるとともに、レクリエーション拠点としても整備・充実を図る。
h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針	h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針
滑川駅や中滑川駅周辺に集積している商業、業務施設や文化施設などを連携することにより、本区域の核となる拠点の形成を図る。また、住宅地については、ゆとりある快適な居住環境の整備を進め、暮らしやすいまちづくりを推進していく。 更に、白地地域においては無秩序な市街化が進むことのないよう、地区計画、特定用途制限地域などの指定による適正な土地利用コントロールを図る。	<u>滑川駅と中滑川駅周辺</u>に集積している商業、業務施設や文化施設などを連携することにより、本区域の核となる拠点の形成を図る。また、住宅地については、ゆとりある快適な居住環境の整備を進め、暮らしやすいまちづくりを推進していく。 更に、白地地域においては無秩序な市街化が進むことのないよう、地区計画、特定用途制限地域などの指定による適正な土地利用の規制・誘導を図る。
2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
2—1）交通施設の都市計画の決定の方針	2—1）交通施設の都市計画の決定の方針
①基本方針	①基本方針

本区域では、広域的な都市間連携を担う主要幹線道路として、一般国道 8 号、県道富山立山魚津線、県道富山魚津線が通っており、県道滑川上市線が上市方面と連絡しているほか、県道蓑輪滑川インター線が北陸自動車道滑川インターチェンジと市街地とを連絡し、道路網を形成している。 今後は、用途地域西部においても都市の骨格となる幹線・補助幹線道路を適正に配置するほか、歩道のバリアフリー化など高齢者も安全に通行できる歩行空間の確保や環境負荷の低減、防災機能の向上、街並み景観など多様な視点に基づいた質の高い道路網の構築に努めるものとする。 また、本区域の公共交通機関としては、鉄道、路線バス、コミュニティバスなどがあり、区域内にはＪＲ北陸本線の滑川駅など 2 駅、富山地方鉄道本線の 8 駅がある。今後は、これらの公共交通機関の維持・活性化を図り、高齢社会に対応した安全で快適な公共交通サービスの確保に努める。	本区域では、広域的な都市間連携を担う主要幹線道路として、一般国道 8 号、県道富山立山魚津線、県道富山魚津線が通っており、県道滑川上市線が上市方面と連絡しているほか、県道蓑輪滑川インター線が北陸自動車道滑川インターチェンジと市街地とを連絡し、道路網を形成している。 <u>引き続き用途地域西部においても</u>都市の骨格となる幹線・補助幹線道路を適正に配置するほか、歩道のバリアフリー化など高齢者も安全に通行できる歩行空間の確保や環境負荷の低減、防災機能の向上、街並み景観など多様な視点に基づいた質の高い道路網の構築に努めるものとする。 また、本区域の公共交通機関としては、鉄道、路線バス、コミュニティバスなどがあり、区域内には<u>あいの風とやま鉄道線滑川駅</u>など 2 駅、富山地方鉄道本線の 8 駅がある。<u>少子高齢化社会においても、地域全体で移動手段を確保できるよう、鉄道・バス・タクシー等の各交通事業者等と連携し、より利用しやすく、持続可能な地域公共交通網の形成を目指す。</u>								
②主要な施設の配置の方針	②主要な施設の配置の方針								
広域的な都市間連携を担う主要幹線道路として、北陸自動車道、一般国道 8 号、県道富山魚津線などを配置し、隣接市町村との連携強化を図る。 また、県道蓑輪滑川インター線及び県道滑川上市線に加え、用途地域西部において都市計画道路加島町下島線などを配置し、利便性の高い道路網の構築を図る。 公共交通については、駅舎や駅前広場のバリアフリー化など、交通結節点としての機能を高めることにより、利用者の利便性の向上を図る。更に、路線バスやコミュニティバスの利用促進に努め、地域社会を支えていく公共交通サービスの確保に努める。	広域的な都市間連携を担う主要幹線道路として、北陸自動車道、一般国道 8 号、県道富山魚津線などを配置し、隣接市町村との連携強化を図る。 また、県道蓑輪滑川インター線及び県道滑川上市線に加え、用途地域西部において都市計画道路加島町下島線などを配置し、利便性の高い道路網の構築を図る。 公共交通については、駅舎や駅前広場のバリアフリー化など、交通結節点としての機能を高めることにより、利用者の利便性の向上を図る。更に、路線バスやコミュニティバスの利用促進に努め、地域社会を支えていく公共交通サービスの確保に努める。								
③主要な施設の整備目標	③主要な施設の整備目標								
優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 <table><tr><td>種 別</td><td>名 称</td></tr><tr><td>道 路</td><td>3・3・4 魚津滑川 8 号バイパス線 3・5・5 加島町下島線</td></tr></table>	種 別	名 称	道 路	3・3・4 魚津滑川 8 号バイパス線 3・5・5 加島町下島線	優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 <table><tr><td>種 別</td><td>名 称</td></tr><tr><td>道 路</td><td>3・3・4 魚津滑川 8 号バイパス線 3・5・5 加島町下島線 4・9・2 菰原辰野線 3・5・3 菰原坪川線 7・6・5 吾妻町加島町線</td></tr></table>	種 別	名 称	道 路	3・3・4 魚津滑川 8 号バイパス線 3・5・5 加島町下島線 4・9・2 菰原辰野線 3・5・3 菰原坪川線 7・6・5 吾妻町加島町線
種 別	名 称								
道 路	3・3・4 魚津滑川 8 号バイパス線 3・5・5 加島町下島線								
種 別	名 称								
道 路	3・3・4 魚津滑川 8 号バイパス線 3・5・5 加島町下島線 4・9・2 菰原辰野線 3・5・3 菰原坪川線 7・6・5 吾妻町加島町線								
2—2）下水道及び河川の都市計画の決定の方針	2—2）下水道及び河川の都市計画の決定の方針								
①基本方針	①基本方針								
a 下水道	a 下水道								
快適な生活環境の形成や公共用水域の水質の保全など重要な役割を担うことから、整備を促進し、早期の完了を目指していく。	快適な生活環境の形成や公共用水域の水質の保全など重要な役割を担うことから、<u>未整備区域における整備促進を図るとともに、計画的かつ効率的な維持管理を図る。また、重要な下</u>								

汚水については、市街地、農山村などその地域の特性に応じた効率的な方法により計画的に処理施設の整備促進を図る。 雨水については、円滑な排除を図り、浸水被害の防止に努める。	水道施設の耐震化を図る防災対策、被害の最小化を図る減災対策を組み合わせた地震対策を進める。 汚水については、市街地、農山村などその地域の特性に応じた効率的な方法により計画的に処理施設の整備促進を図る。 雨水については、速やかな排除を図り、浸水被害の防止に努める。								
b 河川	b 河川								
浸水被害の実績及びその危険性に応じて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する。また、より快適な河川空間を創出するため、河川環境の整備・保全を図る。	浸水被害の実績及びその危険性に応じて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する。また、より快適な河川空間を創出するため、河川環境の整備・保全を図る。								
②主要な施設の配置の方針	②主要な施設の配置の方針								
a 下水道	a 下水道								
汚水については、市街地の整備が概成しているため、市街地周辺の整備を主体に進め、その進捗に応じて処理施設の増設を図る。	汚水については、市街地の整備が概成しているため、市街地周辺の整備を主体に進め、その進捗に応じて処理施設の増設を図る。 老朽化対策として、新たに策定した長寿命化計画に基づき、浄化センター及び各中継ポンプ場の改築更新を実施するとともに、浄化センターなどの重要な施設については地震等に対する災害への対策を図る。								
b 河川	b 河川								
各河川や地域の特性を総合的に考慮して、最適な治水施設を配置するとともに、早月川や上市川などにおいては、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。	各河川や地域の特性を総合的に考慮して、最適な治水施設を配置するとともに、早月川や上市川などにおいては、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。								
③主要な施設の整備目標	③主要な施設の整備目標								
優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 <table><tr><td>種 別</td><td>名 称</td></tr><tr><td>公共下水道</td><td>滑川公共下水道</td></tr></table>	種 別	名 称	公共下水道	滑川公共下水道	優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 <table><tr><td>種 別</td><td>名 称</td></tr><tr><td>公共下水道</td><td>滑川公共下水道</td></tr></table>	種 別	名 称	公共下水道	滑川公共下水道
種 別	名 称								
公共下水道	滑川公共下水道								
種 別	名 称								
公共下水道	滑川公共下水道								
2—3）その他の都市施設の都市計画の決定の方針	2—3）その他の都市施設の都市計画の決定の方針								
住民への身近なサービスを提供する教育文化施設や医療施設、健康的で衛生的な生活の実現や循環型社会の構築に資するための供給処理施設などの都市施設について、まちづくりの上で位置づけが必要なものを、都市計画に定めるものとする。	住民への身近なサービスを提供する教育文化施設や医療施設、健康的で衛生的な生活の実現や循環型社会の構築に資するための供給処理施設などの都市施設について、まちづくりの上で位置づけが必要なものを、都市計画に定めるものとする。								
3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針								
①主要な市街地開発事業の決定の方針	①主要な市街地開発事業の決定の方針								
滑川駅周辺等においては、土地区画整理事業が進み、整然とした街並みが形成されている一方で、海岸沿いの旧北陸道の狭隘な道路に連なる住宅地は、木造住宅が密集していることか	滑川駅周辺等においては、土地区画整理事業が進み、整然とした街並みが形成されている一方で、海岸沿いの旧北陸道の狭隘な道路に連なる住宅地は、木造住宅が密集していることか								

ら、その改善が求められており、面的整備等により安全で快適な市街地形成を図る。 滑川駅南地区においては、地区計画により「市の顔」となりうる都市空間の整備を図る。	ら、その改善が求められており、 <u>狹隘道路の解消や消防水利の充実等に努め</u> 、安全で快適な市街地形成を図る。 滑川駅南地区においては、地区計画により「市の顔」となりうる都市空間の整備を図る。				
②市街地整備の目標	②市街地整備の目標				
	<u>優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する市街地開発事業は次のとおりである。</u> <table><tr><td>地区名</td><td>事業</td></tr><tr><td><u>田中新町</u></td><td><u>中滑川駅前エリア整備事業</u></td></tr></table>	地区名	事業	<u>田中新町</u>	<u>中滑川駅前エリア整備事業</u>
地区名	事業				
<u>田中新町</u>	<u>中滑川駅前エリア整備事業</u>				
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針				
①基本方針	①基本方針				
本区域には、滑川海岸、早月川、上市川の清らかな水辺や、南部丘陵地域の緑地帯と里山自然環境、行田公園などの緑や水とのふれあい空間など、豊かで多様な自然環境が展開されている。 このうち、滑川海岸を海辺環境軸、早月川、上市川を川辺環境軸として位置づけ、これらの環境の保全・活用を図る。また、南部の東福寺野などの山麓の段丘斜面上の緑地についても、山辺環境軸として位置づけ環境保全を図る。 更に、ゆとりとうるおいのある豊かな市民生活の実現を図るため、身近に利用できる公園・緑地の整備を推進する。	本区域には、滑川海岸、早月川、上市川の清らかな水辺や、南部丘陵地域の緑地帯と里山自然環境、行田公園などの緑や水とのふれあい空間など、豊かで多様な自然環境が展開されている。 このうち、滑川海岸を海辺環境軸、早月川、上市川を川辺環境軸として位置づけ、これらの環境の保全・活用を図る。また、南部の東福寺野などの山麓の段丘斜面上の緑地についても、山辺環境軸として位置づけ環境保全を図る。 更に、ゆとりとうるおいのある豊かな市民生活の実現を図るため、身近に利用できる公園・緑地の <u>拡充</u> を推進する。				
②主要な緑地の配置の方針	②主要な緑地の配置の方針				
a 環境保全系統の配置の方針	a 環境保全系統の配置の方針				
早月川、上市川などの主要な河川や、南部に位置する東福寺野地区などの段丘斜面については、生態系の保護の観点から自然環境の保全を図る。また、市内に点在する社寺林や屋敷林、保存樹などの歴史性のある緑の管理・保全に努める。	早月川、上市川などの主要な河川や、南部に位置する東福寺野地区などの段丘斜面については、生態系の保護の観点から自然環境の保全を図る。また、市内に点在する社寺林や屋敷林、保存樹などの歴史性のある緑の管理・保全に努める。				
b レクリエーション系統の配置の方針	b レクリエーション系統の配置の方針				
早月川河口部には親水空間を設け、住民が身近に水に親しむことのできる場を配置するとともに、東福寺野自然公園をレジャー・レクリエーションの拠点として、滑川運動公園、滑川市スポーツ・健康の森公園及びフットボールセンター富山をスポーツ・レクリエーションの拠点として整備・充実を図る。 更に、これらの拠点や、ほたるいかミュージアム、タラソピア、海浜公園などの観光拠点を緑道や遊歩道、サイクリングロードでネットワーク化することにより、緑と健康のみちづくりを形成する。	早月川河口部には親水空間を設け、住民が身近に水に親しむことのできる場を配置するとともに、 東福寺野自然公園をレジャー・レクリエーションの拠点として、滑川運動公園、滑川市スポーツ・健康の森公園及びフットボールセンター富山をスポーツ・レクリエーションの拠点として整備・充実を図る。 更に、これらの拠点や、ほたるいかミュージアム、 タラソピア 、海浜公園などの観光拠点を緑道や遊歩道、サイクリングロードでネットワーク化することにより、緑と健康のみちづくりを形成する。				
c 防災系統の配置の方針	c 防災系統の配置の方針				
滑川海岸における防風林や、段丘斜面の緑地は、自然災害に対する緩衝性のある緑地である	滑川海岸における防風林や、段丘斜面の緑地は、自然災害に対する緩衝性のある緑地である				

ことから、その保全に努める。 また、市街地内の公園や公共及び民間の施設緑地、道路、河川などは、延焼防止などの緩衝帯や避難地としての機能もあることから整備・保全に努める。	ことから、その保全に努める。 また、市街地内の公園や公共及び民間の施設緑地、道路、河川などは、延焼防止などの緩衝帯や避難地としての機能もあることから整備・保全に努める。
d 景観構成系統の配置の方針	d 景観構成系統の配置の方針
滑川海岸、早月川、上市川、段丘斜面などの緑地は、郷土景観の骨格を形成していることから、その保全に努める。 また、行田公園、滑川海浜公園の樹林、加茂神社などの社寺林、田園地域の屋敷林など、市北部の平野部の緑地についても本地区特有の景観であることから、その保全に努める。	滑川海岸、早月川、上市川、段丘斜面などの緑地は、郷土景観の骨格を形成していることから、その保全に努める。 また、行田公園、滑川海浜公園の樹林、加茂神社などの社寺林、田園地域の屋敷林など、市北部の平野部の緑地についても本区域特有の景観であることから、その保全に努める。